

# 災害に強い水産地域づくりガイドラインと マニュアルの改訂について

一般財団法人漁港漁場漁村総合研究所

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課

後 藤 卓 治  
浪 川 珠 乃  
岩 瀬 浩 之  
海老原 碧  
松 本 弘  
三 隅 智 央

## 目 次

|                     |    |                      |    |
|---------------------|----|----------------------|----|
| 1. はじめに             | 33 | 4-1 安全安心の確保          | 36 |
| 2. ガイドラインの改訂について    | 33 | 4-2 水産物の生産・流通の確保     | 37 |
| 2-1 ガイドライン改訂の経緯     | 33 | 4-3 迅速な復興まちづくり       | 39 |
| 2-2 改訂のポイント         | 34 | 5. 災害に強い水産地域づくりに向けて  | 40 |
| 2-3 ガイドラインとマニュアルの構成 | 34 | 6. 災害に強い水産地域づくりマニュアル | 40 |
| 3. ガイドラインの内容        | 35 | 7. おわりに              | 41 |
| 4. 水産地域における災害への対応   | 36 |                      |    |

## 1. はじめに

東日本大震災後10年が経過する中、復旧・復興してきた地域では当時の検証から、地震・津波以外では台風災害や豪雨災害等の経験から様々な知見が得られ、国の防災に関する計画等が改訂されている。

水産庁では、漁業地域の特性を踏まえた地震・津波の防災対策に関する考え方を示した「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」（平成24年3月改訂）に、東日本大震災の検証により得られた教訓や、この10年間で得られた知見等を反映させ、令和5年3月にガイドラインを改訂<sup>1)</sup>した。

また、ガイドラインの改訂にあわせ、今回のガイドラインで柱とした、①安全安心の確保、②水産物の生産流通の確保、③迅速な復興まちづくりについて、実務的なマニュアル<sup>2)3)4)</sup>を再整理した。

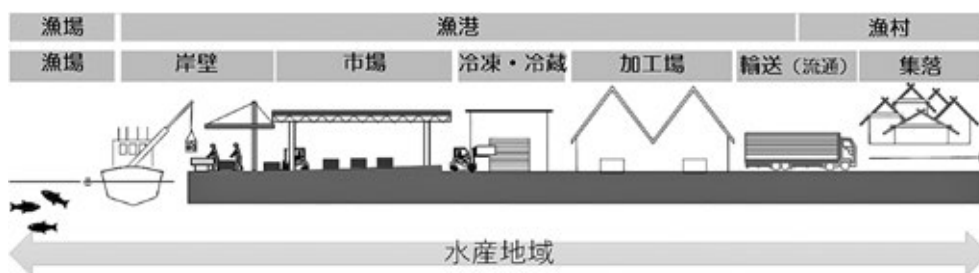
本報告では、ガイドラインの改訂内容及び作成したマニュアルの概要を紹介する。

## 2. ガイドラインの改訂について

### 2-1 ガイドライン改訂の経緯

「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」は、平成16年12月に発生したスマトラ島沖地震・津波、あるいは平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震の経験等を踏まえ、平成18年に初版が発行された。

その後、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに伴い発生した津波は、これまでの想定を遙かに超えるものであり、多くの漁業地域に甚大な被害を与えた。この東日本大震災の教訓を踏まえ、事業継続計画（BCP）の観点の追加、漁業地域の土地利用の考え方の提案がなされ、平成24年にガイドラインの見直しが行われた。今回、東日本大震災から、また、直近の改訂から10年が経過したことを受け、東日本大震災の教訓と近年の防災・減災対策に関する情報を加え、ガイドラインの更なる見直しを行うこととした。



図ー１ 水産地域の範囲イメージ図

## 2-2 改訂のポイント

今回の改訂では、東日本大震災の検証により得られた教訓やこの10年間で得られた知見等を基に、対象とする災害の拡大、対象エリアの拡大、事前復興の追加等を行った。

### （１）対象とする災害の拡大

近年、想定を超える規模の高潮や高波、暴風等の災害が頻発し、漁港や漁業地域で被害が発生していることを受け、これまで対象としていた地震・津波だけではなく、高潮・高波・暴風等の風水害への対応を記載した。

### （２）対象エリアの拡大

漁業地域を支える水産業を考えると、漁場から加工流通までにわたる、水産物の生産・流通が一連で復旧・復興していくことが望ましい。そのため、ガイドラインの対象エリアを漁場から陸揚げ、加工・流通に至る水産業として一体的に機能する地域（水産地域）とした。

### （３）事前復興の追加

東日本大震災での経験等から、災害後の迅速な復旧・復興のためには、平時から災害後の復旧・復興を検討し、復旧・復興のためのまちづくり（被災後の復興まちづくりのビジョン作成やマスタープランの作成、それらの計画の一部を実施すること等）、すなわち、事前復興の取組が重要であることがわかった。このため、ガイドラインに、「迅速な復旧・復興まちづくり」という項目を加え、事前復興の取組について記載した。

### （４）一次避難海域の目安の水深の変更

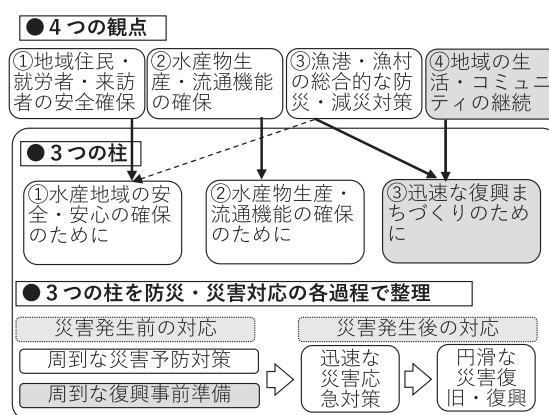
近年の中央防災会議等で公表されている主な想定地震に対する想定津波高さを踏まえ、東日本大震災での漁船の海域への避難事例を分析して、一次避難海域の目安を50m以深の海域から120m以深の海域に変更した。

以上、主な改訂内容について紹介したが、その他、風水害に対するタイムライン（防災行動計画）の有効性、複合災害、感染症への対応、高齢者・外国人等の災害時の要配慮者の避難への配慮、避難所の重要性（地域コミュニティへの配慮、女性の視点）、海上の船舶に対する情報伝達、BCPの実効性の向上、被災後の資金調達等について追加し、内容の充実化を図った。

## 2-3 ガイドラインとマニュアルの構成

### （１）ガイドラインに追加した観点と柱

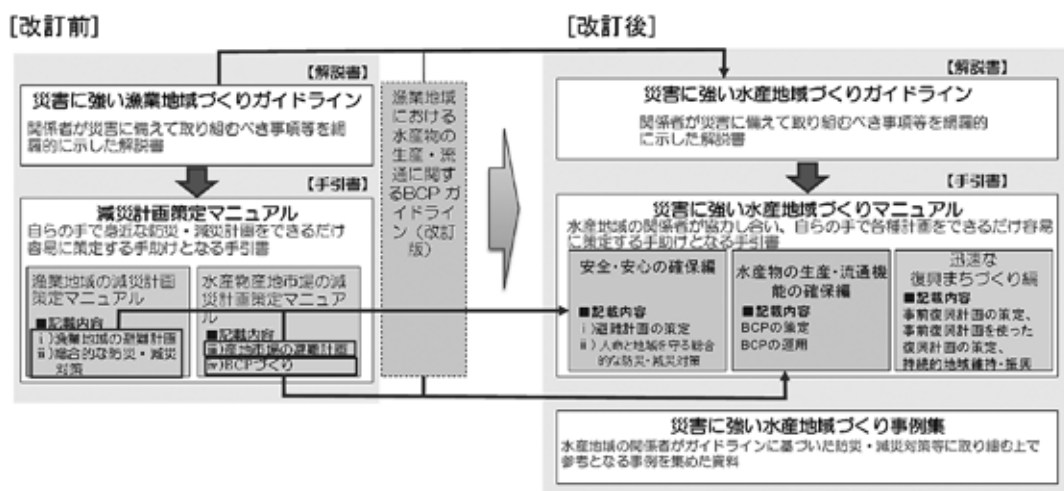
改訂したガイドラインでは、新たな観点として「地域の生活・コミュニティの継続」を、柱として「迅速な復興まちづくりのために」を追加し、災害発生前の対応として「周到的な復興事前準備」を追加した。



図ー２ ガイドラインの構成

### （２）ガイドラインとマニュアルの構成

今回のガイドラインの改訂にあたり、既存の減災計画策定マニュアル及び漁業地域における水産物の生産・流通に関するBCPガイドラインの内容を見直し、改訂後のガイドラインの3つの柱にあわせマニュアルを作成した。



図ー３ ガイドラインとマニュアル再編説明図

ここで、ガイドラインの名称について、今回の改訂で対象とする範囲を拡大したことを受け、漁業地域から水産地域へ変更した。

また、現行のガイドラインでは、目次構成を「災害予防」「応急対策」「復旧・復興」の時系列で整理していたが、今回の改訂では「安全・安心の確保」「水産物の生産・流通機能の確保」「迅速な復興まちづくり」の3つの柱を大項目とし、その下に時系列を意識した構成とした。

### 3. ガイドラインの内容

#### (1) 基本的理念

「災害に強い水産地域づくり」は、地震・津波災害及び風水害による被害の最小化を図ること（減災）を目標とする。また、円滑な復旧により、地域に与える社会的・経済的損失を最小化することが求められ、さらに、災害による復旧を果たした後も、水産地域の生活・コミュニティを持続させるため、引き続き次の災害に向けた準備が求められ、①災害による被害の低減、②災害発生後の被害拡大の防止（二次災害の防止）、③災害発生後の被害継続の防止（円滑な復旧への準備）、④災害後の生活・コミュニティの継続（迅速な復興まちづくりへの準備）などの対策を講じる必要がある。

また、対策にあたっては、自助・共助・公助の連携が不可欠である。

#### (2) 防災体制の構築

防災対策にあたっては、行政だけでなく各組織や地域住民など、地域の防災に関わる人々が一体となって取り組むことが重要である。このため、水産地域防災協議会を組織し、漁港担当部局と防災担当部局とが連携をとりつつ主体となり、地域の防災にかかわる機関、組織、住民等により構成されることが望ましく、要配慮者等の実情を知る民生委員等の地域の支援者の参加が望ましい。また、女性の視点による災害対応力の強化のために女性の割合を高めるよう努め、漁村コミュニティにおいて速やかな避難や支援を組織的に対応するため、高齢化に対応、情報の共有化・一元化等を図ることが望ましい。

また、災害時、被災市町村では、短期間に膨大な災害対応業務が発生し、多くの人的資源が必要となるが、行政機能が低下している中、被災市町村が自らの体制だけでこうした業務を行うことは困難である。このため、被災市町村では、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制を整備することが望ましく、災害に強い水産地域づくりのためには、水産地域においても事前に受援体制を整え、災害に備えることが必要である。

#### (3) 防災対策の考え方

水産地域で取り組むべき対応として、前述した4つの観点を抽出し、求められる対策を、①安全・安心の確保、②水産物生産・流通機

能の確保、③迅速な復興まちづくり、という3つの柱として整理した。

災害の想定については、全ての区域で全ての災害を想定した対策を講じることが理想的であるが、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や頻発化・激甚化する風水害が発生する危機が迫る中、計画的・集中的な事前防災対策が求められる。そのため、水産地域の立地特性やその水産地域が担っている重要な機能等を踏まえ、対象とする災害を設定する。

## 4. 水産地域における災害への対応

水産地域が地震・津波災害や風水害による被害を低減し、迅速に復旧・復興していくためには、「安全・安心の確保」「水産物の生産・流通機能の確保」「迅速な復興まちづくり」を3つの柱とした計画を策定し、対策を実施していくことが必要である。

ガイドラインでは、水産地域における災害への対応を、①安全・安心の確保、②水産物の生産・流通機能の確保、③迅速な復興まちづくりの3つのパートに分けて記載した。

### 4-1 安全安心の確保

#### (1) 基本的考え方

水産地域では地元住民の他、多くの水産関係者や来訪者が訪れる。災害時には、これらの人々の安全確保のために、迅速な避難が行えるよう対策を実施する必要がある。また、水産地域は水産物供給の場、産業・交流の場、生活の場としての役割・機能を有しており、災害からこれらの役割・機能を守るため水産地域の総合的な防災力向上の取組を実施する必要がある。

ここで、対策には、時間軸に応じて、「災害予防対策・復興事前準備」、「応急対策」、「復旧・復興」等の各段階があり、それぞれ、具体的な対応は異なることとなる。

#### (2) 地域住民や就労者・来訪者の安全確保

水産地域における地域住民や就労者・来訪者の安全確保のために、人命を第一に考え、避難場所等の安全な場所への速やかな避難を基本とする。なお、突然発生する地震・津波と、

災害発生までに時間的猶予がある場合のある風水害では対応が異なるため、ガイドラインでは項目を分けて記載した。

また、「高齢者」や「外国人」等、避難するうえで支援や配慮が必要な要配慮者への対応も重要であり、安全な場所への速やかな避難を図るには事前の対策が必要である。

避難行動のルール等の策定に関しては、以下について記載している、

◆水産地域防災協議会を中心として、地域の実情を踏まえた避難行動ルール等を策定し、周知する。

◆地震・津波避難：場所（陸上にいる場合、海上にいる場合等）や属性（地域住民の場合、来訪者の場合等）等の状況に応じた対策を講じる必要がある。

◆風水害避難：危険性の認知から災害発生まで時間的猶予がある場合があることから、地元住民が自宅から速やかに避難するための対策を講じる必要がある。

◆その他の対応：高齢者や外国人等の要配慮者への対応や、積雪寒冷期を想定した対応も必要。

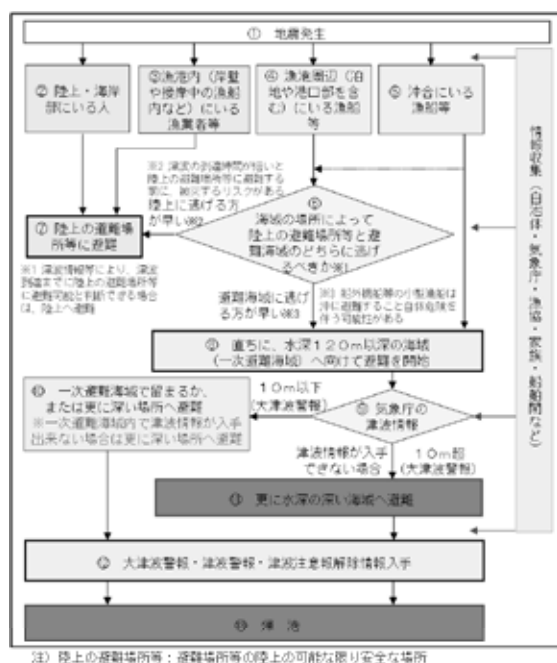
避難行動のルールづくりにおいては、水産地域防災協議会で事前に決定し周知しておくこと、漁業種類や季節、時間帯などの様々な状況を想定しておくこと、避難の最終判断は個人に委ねられることから、地域住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、主体的に避難行動をとることが必要である。

また、ルールづくりにあたり、津波・地震に対しては、場所（陸上・海岸部、漁港、漁港周辺、沖合等）、属性（地域住民、就労者、来訪者、接岸中の漁船、作業中の漁船等）、避難先（陸上の安全な場所、避難海域等）を分類し検討することに留意することを留意事項として整理した。

ここで、津波からの漁船避難について、現行ガイドライン作成時には津波からの漁船避難に関する知見が限られていたことから、漁船が操船可能である津波流速の条件を見直すとともに、東日本大震災以降、全国各地で見直された想定津波高に対応するため、一次避難海域の目安となる水深を50m以深から120m以深に変更した上で漁船避難の考え方

のフローを更新した。なお、ここで示す考え方は、「想定津波高10m以下」「漁船速度10ノット以上」「漁船の速度が津波流速の3.2倍以上であれば操船可能であること」を条件に整理したものであり、この条件に合致しない場合には、水深120mの海域でも危険な場合があることに留意する必要がある。

漁港における津波からの避難に対しては、津波高は事前に知り得ないことから、堤内の高台への避難を基本とするが、やむを得ない場合の避難場所として避難施設を整備する。避難施設としては、荷捌き所と避難施設の複合施設化や人工地盤の設置などが有効である。



図一4 避難行動の考え方のフロー(漁船避難)

避難所については、被災当日から複数の避難所に分かれてしまうことが多いので、水産地域の復興を行う上での協議等が円滑に進むよう、地域コミュニティに配慮した避難所の体制づくり（地域コミュニティ単位での避難所の構築等）が望ましい。また、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮された、女性の視点からの避難所運営が必要である。加えて、避難所は密になりやすく感染症拡大防止策を講じる必要があり、マスクの着用、手指の消毒等の基本的な対策の他、人との間隔の確保、健康観察、発熱者用専用

スペースの設置等を実施することが必要である。

情報伝達体制については、防災無線の他に、ラジオ、テレビ、ワンセグ、「X」(旧ツイッター)、エリアメール、衛星通信、災害伝言板などの複数の手段を確保しておく必要がある。水産地域では、就労者・来訪者や沿岸で操業する漁業者等、様々な状況にいる人への情報伝達の工夫や伝達方法に関する周知が必要である。

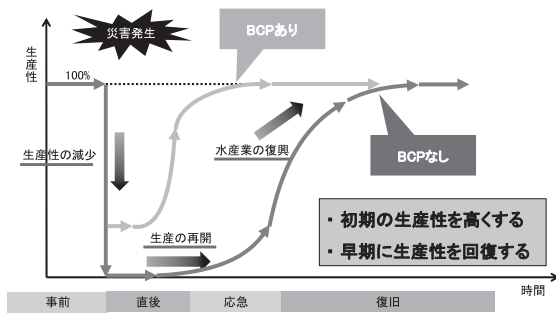
### (3) 人命を守る総合的な防災・減災対策

人命を守る総合的な防災・減災対策において、事前に取り組むべき災害予防として、①支援根拠地としての漁港における必要な施設整備、②集落の孤立への対応、③オープンスペースの確保、④水門・陸閘等の適切な管理・運営、⑤二次災害の防止（漂流物等対策、危険物対策、火災対策）、⑥災害協定の締結、⑦水産地域間ネットワーク等の構築、⑧地域の生活・コミュニティの継続への対応等が必要である。

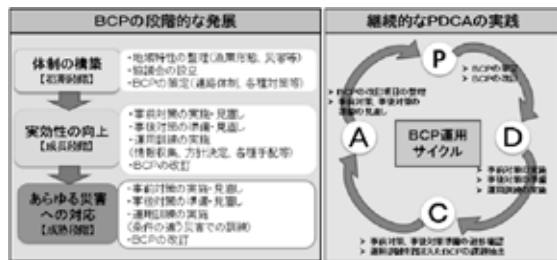
#### 4-2 水産物の生産・流通機能の確保

### (1) 基本的考え方

地震・津波に加え、高潮・高波・暴風等の風水被害により水産物生産・流通機能が損なわれれば、水産物の安定供給に支障が生じ、当該水産地域を利用する漁業者や市場関係者、加工業者、流通関係者等が影響を受け、地域の経済へ大きな損害を及ぼすことになることから、災害等で被害を受けても重要業務が中断しないこと、中断しても可能な限り短い期間で再開するために、業務継続計画（BCP）を策定する必要がある。ここで、BCPは策定しただけでは災害時に効力を発揮しないため、発災後に事業の早期再開に向けてBCPの内容に沿った行動が実施できるように訓練すること（運用）が重要で、さらに、これら事前対策に加えて被災後の対応（事後対応）も検討しておくことが必要である。



図ー5 BCPの効果イメージ



図ー6 BCPの段階的な発展と継続的なPDCAの実践

## (2) BCPの策定

大規模災害の発生時においても、水産物の生産・流通を早期に再開することを目的として、実際に行動する内容について検討しBCPを策定する。

対策は、発災前にすべきことと発災後にすべきことに大別され、それぞれ実施すべき内容、主体機関、実施時期を整理する必要がある。

検討が必要な対応として、漁場では、養殖施設や定置網など漁場施設の損傷、流出、養殖施設等の被害による水産物の腐敗、漂流・漂着する瓦礫や流木、堆積する土砂への対応が考えられる。漁港・市場では、泊地や航路及び漁港用地における瓦礫、岸壁や荷捌き所などの建屋の損傷・倒壊、漁船の損傷・流出、漁具・魚箱・選別機・フォークリフトなど資機材の損傷・倒壊・流出に加えて、人員不足、電気・油・氷・水などの供給停止（遠地災害による電力停止を含む）等が考えられる。加工・流通では、加工場・冷蔵冷凍施設等の損傷・倒壊、保管する水産物の腐敗、原材料及び出荷先不足に加え、車両不足、人員不足、電気・油・氷・水などの供給停止等が考えられる。また、対策を円滑にすすめるためには、地域の関係者間で情報を共有する体制、建設団体、資機材の代替手配先等との事前の協力体制、他地

域との連携体制などを構築することが有効である。

BCPを策定するにあたっては、初期段階として必要な項目を抽出し、地域にとって必要な対策を抽出することが重要となるが、次のステップとして、各地域の生産・流通形態を踏まえた具体的な対策の内容や実施方法をBCPに盛り込むことで対策の実効性を高める必要があり、そのためには、初期段階で抽出した対策の中から優先度の高い対策から具体的な記述を検討し、地域のBCPを逐次改訂することが有効である。

表ー1 対策の段階的な記載方法

| 必要な対策の抽出   | 具体的な対策の内容            | 対策実施方法                                               |
|------------|----------------------|------------------------------------------------------|
| 水の確保       | 10t/日の水を確保           | ・5t用冷凍コンテナ2基を〇〇から手配<br>・〇〇用地に設置                      |
| 漁具の高所保管    | 閑散期に不要な漁具は高台の倉庫等へ保管  | ・高台に100㎡の漁具倉庫を整備。<br>・まき網の漁具は閑散期である12月～4月は高台倉庫へ漁具を保管 |
| フォークリフトの確保 | 荷さばきに必要なフォークリフト5台を確保 | ・被害を免れたフォークリフトの台数確認<br>・不足する台数を高台の〇〇社から手配            |

低い → 対策の実効性 → 高い

表ー2 中型まき網船を受入に必要な検討事項(例)

| 目 標         | 項 目     | 目標実現に必要な検討事項                                                                                                                  |
|-------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中型まき網船を受入れる | 岸壁      | ・中型まき網船を受け入れるために最低必要な岸壁延長を検討<br>例) 通常は2隻同時に陸揚げするが時間をずらせば1バースでも対応可能。<br>中型まき網船の1隻の必要バースはL=60m<br>※L=60mを使用可能とするための応急復旧体制を構築する。 |
|             | 資機材     | ・中型まき網船の陸揚げ量より受入に必要な資機材及び数量を設定<br>例) 選別機1基、フォークリフト2台、トロ箱50箱<br>※上記を確保するため備蓄又は手配先を特定する。                                        |
|             | 氷       | ・中型まき網船の陸揚げ量より受入に必要な資機材の数量を設定<br>例) 20t/日の氷を確保<br>※製氷貯氷施設の修理先・購入先の特定や冷凍コンテナの手配する。                                             |
|             | 冷凍・冷蔵施設 | ・中型まき網船の陸揚げ量より受入に必要な冷凍施設の数量を設定<br>例) 100t/日の鮮魚を冷凍可能な施設<br>※近隣で保管可能な施設の特定や協定締結、冷凍冷蔵施設修理先の特定。                                   |

## (3) BCPの運用

BCPで検討した事前対策の実施や事後対策の準備をするとともに、BCPに記載した事項が本当に実践できるのかを確認し、課題があれば内容の追加や改善を行う。BCPの目的である「事業の早期再開」に向けて実効性を高めていくことがBCP運用の基本的な考え方である。



図ー7 BCP運用の実施内容のイメージ

BCPの運用では、BCPに記載した事前対策の実施や事後対策の準備について、団体毎に対策の進捗状況、今年度を実施する対策の実施予定を報告するとともに、各対策の目標年度を再確認する。ここで、事前対策の進捗が悪い場合には、事前対策を進めるための課題についても検討し、BCPの事前対策の見直しや追加すべき項目がないか検討する。また、BCP演習・訓練として、「発災」から「BCP協議会の開催」までの一連の流れについて、実際に想定した机上演習・訓練を実施することで、策定したBCPの問題点・課題を発見することが出来、BCPの実効性を高めることが可能である。

### 4-3 迅速な復興まちづくり

#### (1) 基本的考え方

水産地域の復興まちづくりとは、行政と漁業者・水産関係者を含めた地域住民が連携・協働して、想定される大規模自然災害に強いまちづくりをめざす、事前準備から現実的な復興計画を策定・実践するプロセスのことである。

東日本大震災における水産地域の復興まちづくりのプロセスを振り返ると被災後の極度に混乱した時期に復旧・復興作業をスタートさせることや、水産地域の将来を見通した復興まちづくり計画を策定し、それを実行することの難しさが確認された。よって、復興まちづくりの主体である行政や漁業者・水産関係者を含めた地域住民組織が、事前段階から

想定される地震・津波及び風水害など大規模自然災害後の水産地域の復興まちづくりの具体的な進め方や留意点をしっかり理解し確実に実践しておくことは、復興まちづくりを迅速に進めることにつながる事が期待される。

#### (2) 事前復興計画の策定と運用

被災直後の混乱期に、復興まちづくりに関する調査・計画策定作業をスタートすることが多大の時間と労力を要することは、東日本大震災の最も重要な教訓と言える。水産地域を単位とした必要十分な事前復興計画が策定されていない場合は、以下に記載する取組が必要である。

災害予防時に、行政と漁業・水産関係者、関係住民が連携・協働して、正確に地域の現状・課題を収集・把握した上で、事前復興計画を策定することが、その後の迅速で住民満足度の高い復興まちづくりにつながる。

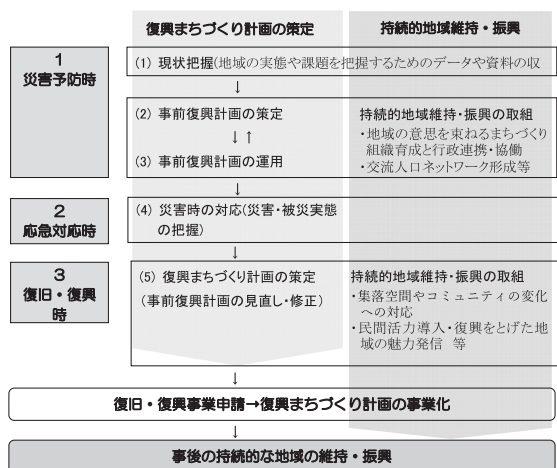
その際、計画を実現するために必要となる複数省庁にまたがる関係事業の選択・連携イメージを共有しておくこと、外部支援の適切な受入れ体制構築に資する対口支援<sup>\*</sup>の準備や受援計画を策定しておくことも重要である。

同時に、事前復興計画を行政の上位計画に位置付け、計画に沿ったイメージトレーニングの実施などの運用も、その後の復興まちづくりプロセスにつなげていくために不可欠な、いわば事前準備ともいえる取組である。

#### (3) 災害時の対応(災害・被災実態の把握)

事前復興計画は、被災前の計画策定時点での災害や被害想定に基づき策定したものであるため、被災時には、実際の災害や被災の規模や内容をAIやドローンなど最新技術を活用しながら被災状況を正確に把握し、事前復興計画の前提条件の見直しの根拠となる情報を収集・整理しておくことが、実際の復興まちづくり計画にとって重要であると同時に、被災直後の被災者への有用情報の提供につながる。

このような被災時の取組は、事前復興計画と実際の復興まちづくり計画を結ぶ橋渡しの作業と言え、被災時から復旧・復興時にかけて、外部支援者の適確な受入れが不可欠なため、事前に策定した受援計画に基づき、速やかに対口支援を要請することを含めた受援体



図ー8 復興まちづくり検討の流れ

制を構築することで、事後の膨大な災害対応に資する必要がある。

#### （４）復興まちづくり計画の策定（事前復興計画の見直し・修正）

事前復興計画策定の前提条件と、被災時に確認した実際の災害・被災規模や内容の相違を踏まえて、事前復興計画及び事業化計画などを見直し、修正、補強することで、現実の復興まちづくり計画を策定する。

その際、データベースを活用した他の自治体との情報共有やデジタル活用型の連携を通じた「ネットワーク型復興」がそれぞれの復興まちづくりの取組を後押しすることが期待される。

事前・被災時の取組を経て、現実の復興まちづくり計画を策定するので、計画策定及びその実現のために必要な事業選択と組合せや事業間調整などの作業は、被災後にスタートするよりも圧倒的に迅速かつ、住民満足度の高いものになる。また、事前の受援計画に基づき被災時に構築された対口支援や受援体制を通じて受け入れた人材、組織の支援により、迅速な水産地域の復興まちづくりを推進できる。

### 5. 災害に強い水産地域づくりに向けて

それぞれの水産地域で、災害に強い水産地域づくりを目指すには、これまでに掲げられた事項を踏まえ、水産地域防災協議会のメンバーが一緒になって、以下の手順で作業に取り組む必要がある。例えば、水産地域防災協議会のメンバーが実際に避難路を歩き（Do）、地震で倒れそうなブロック塀がないか、高齢者でも避難できる手摺やスロープがあるか、夜間でも安全に避難できる照明があるか、などを確認（Check）し、改善すべき事項が見つかれば計画を見直す（Action）することである。

なお、ガイドラインには記載した各項目について、自らの地域での対応状況を確認できるようチェックリストを掲載している。また、災害に強い水産地域づくりに向けた国等による支援策、水産基盤整備等の整備・改良に係る支援策、災害復旧事業、水産地域まちづく

りに対する支援策、水産業共同利用施設等の水産関連施設の整備に対する支援策、制度資金、漁業共済・漁船保険、災害に関する各種支援パッケージ、経済産業省の被災中小企業・小規模事業者対策等についても解説しており参考となる。

### 6. 災害に強い水産地域づくりマニュアル

今回のガイドライン改訂とあわせ、防災・減災対策を検討する際に参考となる資料として、ガイドラインの３本の柱に対応した３編のマニュアルをとりまとめた。

#### （１）安心・安全の確保編

既存の「漁業地域の減災計画マニュアル」の内容を踏襲し、気候変動の影響により激甚化した風水害への対応等、今回のガイドライン改訂内容を反映させ、対策項目毎に地域の対応状況をチェックし必要な対応を整理するとともに、減災マップ、避難行動フロー、連絡体制表等を作成する際の参考となる資料とした。

#### （２）水産物の生産・流通機能の確保編

既存の「漁業地域における水産物生産・流通に関するBCPガイドライン」の【策定編】、【運用編】を合本し、水産地域が一体となったBCPを策定するための基本的な考え方を整理した。また、BCPを策定することでより実効性を高められるよう、より具体的な対策の検討・記述方法について記載した。

#### （３）迅速な復興まちづくり編

ガイドラインで新たに追加した柱「迅速な復興まちづくりのために」に対応した内容として新たに作成した。ここでは、東日本大震災での教訓に学び、行政や漁業者・水産関係者を含めた地域住民組織などの主体が、水産地域における大規模地震・津波を始めとする自然災害に対する復興まちづくりを迅速かつ適切に進めるための具体的検討方法と留意点を、特に、事前準備（事前復興計画の策定）の重要性に着目しながら時系列（災害予防時、被災時、災害復旧・復興時）に沿ってとりまとめた。

## 7. おわりに

今回、東日本大震災の教訓及び近年の風水害を踏まえ、災害に強い水産地域ガイドライン及びマニュアルを整備した。

今後、本書を参考に全国各地で防災・減災計画の策定が進むことを期待する。

※対口支援(たいこうしえん)：被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣すること。

## 参考文献

- 1) 水産庁漁港漁場整備部：災害に強い水産地域づくりガイドライン、水産庁、2023.3
- 2) 水産庁漁港漁場整備部：災害に強い水産地域づくりマニュアル～安全・安心の確保編～、水産庁、2023.3
- 3) 水産庁漁港漁場整備部：災害に強い水産地域づくりマニュアル～水産物の生産・流通機能の確保編～、水産庁、2023.3
- 4) 水産庁漁港漁場整備部：災害に強い水産地域づくりマニュアル～迅速な復速興まちづくり編～、水産庁、2023.3